

25 関港再組第 50-1 号
令和 8 年 3 月 25 日

神奈川県横浜市中区港町二丁目 9 番地
関内駅前港町地区市街地再開発組合
理事長 田原 仁



権利変換の処分の公告

令和 8 年 3 月 24 日に横浜市長より権利変換計画の認可を受けたので、本組合の施行地区内において、都市再開発法第 86 条の規定により、下記の通り、権利変換の処分の公告をします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称
横浜国際港都建設事業
関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称
関内駅前港町地区市街地再開発組合
3. 事務所の所在地
神奈川県横浜市中区港町二丁目 9 番地
4. 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
中区尾上町 2 丁目 23 番の 2、23 番の 4 の一部、25 番、26 番、27 番の 1 及び 27 番の 2 並びに真砂町 2 丁目 11 番の 2、12 番の 1、12 番の 2、13 番の 1、13 番の 2、14 番の 1、14 番の 2、15 番、16 番の 1 から 16 番の 3 まで、17 番の 1 から 17 番の 3 まで、18 番の 2、22 番、22 番の 1、22 番の 2、23 番、24 番の 1、24 番の 2、26 番、27 番及び 3 丁目 33 番の 2 の一部並びに港町 2 丁目 3 番の 2、3 番の 4、6 番、7 番、8 番の 1、8 番の 2、9 番及び 3 丁目 10 番の 2 の一部
5. 権利変換期日 令和 8 年 3 月 30 日
6. 権利変換計画の認可を受けた年月日 令和 8 年 3 月 24 日

以上